

香川県自然海浜保全条例施行規則及び香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第49号

香川県自然海浜保全条例施行規則及び香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年香川県規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(届出等があったとみなされる行為) 第6条 略 (1)～(11) 略 (12) 自然公園法(昭和32年法律第161号) <u>第20条第3項</u> 、 <u>第21条第3項</u> 又は <u>第22条第3項</u> の規定による許可、同法 <u>第33条第1項</u> の規定による届出並びに同法 <u>第68条第1項</u> の規定による協議及び同条第3項の規定による通知 (13)～(16) 略	(届出等があったとみなされる行為) 第6条 条例第6条第3項の規則で定める許可等又は届出等は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(11) 略 (12) 自然公園法(昭和32年法律第161号) <u>第13条第3項</u> 、 <u>第14条第3項</u> 又は <u>第24条第3項</u> の規定による許可、同法 <u>第26条第1項</u> の規定による届出並びに同法 <u>第56条第1項</u> の規定による協議及び同条第3項の規定による通知 (13)～(16) 略

(香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則(平成17年香川県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特に良好な景観の維持を図るべき地域) 第3条 条例第5条第1項第2号の規則で定める地域は、自然公園法(昭和32年法律第161号) <u>第20条第1項</u> 又は <u>第73条第1項</u> に規定する特別地域とする。	(特に良好な景観の維持を図るべき地域) 第3条 条例第5条第1項第2号の規則で定める地域は、自然公園法(昭和32年法律第161号) <u>第13条第1項</u> 又は <u>第60条第1項</u> に規定する特別地域とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。